

富士吉田市宿泊税導入検討審議会
第3回審議会 議事要旨

日時：令和7年12月2日（火）午後2時30分～午後4時

場所：富士吉田市役所 本館3階大会議室

出席者：委員 菅野 正洋（会長及び議長）

委員 雨宮 正雄

委員 眞田 吉郎

委員 遠山 喜一郎

委員 戸田 元

委員 半田 初幸

委員 八木 育

委員 和光 康雄

委員 渡邊 和彦

委員 渡邊 隆信

委員 渡辺 利彦

事務局

※委員の名称は50音順、敬称略

1. 議事の概要

（会長）

事務局より第2回審議会の質疑・意見について報告をお願いしたい。

（事務局）

資料のとおり説明

（会長）

質問や意見があれば発言をお願いしたい。

（委員）

会長にお聞きしたいが、国とやり取りをする上で、使途については施策の大枠を作り、予算は概算の金額を算出しておくというやり方でよいのか。

（会長）

個別の決まったプロセスはないと思われるが、今後総務省等とやり取りをする上である程度概算で金額を持っている必要はあると考える。しかし、具体的な予算の検証については今後行うものであるので、今の時点では事務局から示された資料の内容で問題ないと考えられる。

(委員)

宿泊税導入の使途・目的について、表現が漠然としているように感じられるため、もう少し解像度を上げて、具体的な項目が示される方がよいのではないか。

(会長)

施策は重点的に行うものなどがあればその意図を反映すべきだが、内容について検討を行うのは行政である。

環境やニーズは常に変化していくものであるため、今の時点では柔軟性を持って、ある程度包含した表現を使用することが望ましいと考える。

(委員)

市で実証実験を行っている自動運転 EV バスについても、本格的に導入することとなった場合、本税の使途・目的に含まれるのか。

(会長)

観光客及び市民の利便性の向上という点で含まれると考える。今後ほかにも発生しうるニーズを包含しようとすると、今回示された表現が適当と考えられる。

(委員)

宿泊税をいただくということについてはよいと思う。事業者としては、宿泊者から徴収した税を納付するにあたり、どの程度手数料をいただけるのか、またはボランティアで対応しなければならないのかを示していただきたい。

(会長)

その件については次の議題の中で説明させていただく。

(会長)

事務局より宿泊税検討審議会答申（案）について説明をお願いしたい。

(事務局)

資料のとおり説明

(会長)

質問や意見があれば発言をお願いしたい。

(委員)

パブリックコメントを実施することだが、パブリックコメントで寄せられた意見と、審議会で協議した内容は、どのように融合していくことになるのか。

(会長)

事務局よりパブリックコメントの実施について説明をお願いしたい。

(事務局)

資料のとおり説明

(会長)

先ほどの宿泊税検討審議会答申（案）についての説明と併せて、質問や意見があれば発言をお願いしたい。

(委員)

富士河口湖町の検討状況はどうか。

(事務局)

税額については宿泊者1人1泊について一律200円で審議が進んでいるはずだが、段階性定額といった意見も出ており、来年1月に結論ができるかどうかといったところと聞いている。

(委員)

隣り合った市町村であるため、可能な限り協調して進めていくことが望ましい。

(事務局)

事務局としても、富士北麓地域で足並みをそろえていきたいと考えている。近隣自治体と情報共有を密に取りながら進めていく。

(委員)

特別徴収交付金について、答申（案）ではキャッシュレス決済利用料の事業者負担を考慮して宿泊税の3.5%以上と記載されている。協力してくれる事業者の手数料という意味も込めてせめて5%程度に設定した方がよいのではないか。

(会長)

特別徴収交付金について、答申（案）では3.5%以上と記載している。これは3.5%よりも大きい割合という意味で、今回提案された5%も包含していると言えると考えるが、どうか。

(委員)

キャッシュレス決済利用料は年々上がっている。特別徴収交付金が3.5%で宿泊税がスタートしたとして、制度の見直しのタイミングはいつ頃になるのか。

(事務局)

先行導入自治体を参考にすると、宿泊税導入から5年後に見直しを行うこととしている自治体が多い。現時点では富士吉田市も5年で見直しが妥当ではないかと考えている。

(委員)

導入から5年後に見直しを行う旨は、条例に明記されるのか。

(事務局)

条例制定の際に、制定から5年経過後に見直しを行う旨を明記することになる。

(委員)

答申（案）には3.5%以上と記載したとしても、条例では上限を設けることになると認識しているがどうか。

(事務局)

条例ではなく、規則の中で定めることになる。

審議会の場では、特別徴収交付金は3.5%以上が望ましいと市に対して答申していくだけ。それを受け、市が規則を定める際に、答申の内容を反映しながら適正な金額を決めさせていただく。

(委員)

少なくとも富士河口湖町よりは特別徴収交付金を高く設定していただきたい。

(委員)

宿泊税徴収のために協力してくれる事業者が、キャッシュレス決済利用料が高いことで自腹を切るような事態になってしまってはいけない。そのことを加味して、特別徴収交付金は5%で設定するよう検討してほしい。

(会長)

特別徴収交付金について、先行導入自治体では2%から2.5%で設定している場合が多く、スタンダードになっていると言える。今後総務省との協議を行う中でこの点について確認される場合もあるので、そのことも加味したうえで検討を行う必要がある。

(委員)

事業者として、特別徴収交付金3.5%はやはり低いと感じる。宿泊税に協力したいと思っているが、特別徴収交付金が少ないと宿泊税の納付を負担に感じる気持ちが大きくなってしまう。そのあたりを考慮していただいて、特別徴収交付金を定額で設定してしまってもよいと思うが、検討していただきたい。

(委員)

特別徴収交付金は交付金という表現をしているが、実際は市が支払わなければならぬキャッシュレス決済利用料3.5%を事業者が立て替えてくれており、それを補填するようなもの。事業者の手数料として考えるならもっと払う必要がある。

(委員)

宿泊税条例では罰則を設けるという話だったが、特別徴収交付金は3.5%で事業者側はほぼボランティアで協力してもらうような状態ということを考えると、罰則規定があることはおかしい。

(委員)

特別徴収交付金はキャッシュレス決済利用料だけでなく、それに係る人件費にも充てられる想定のものと思っていたので、現在の 3.5% という案では事業者は合意しづらいのではないかと感じる。罰則があるならば余計に合意しづらくなってしまう。これらの意見を踏まえたうえで、検討していただきたい。

(会長)

今回委員の皆様からいただいた意見をもとに、改めて答申（案）を検討し、次回審議会にてお示しさせていただく。

まとめ：

○答申（案）について

- ・使途・目的については、今後発生しうる観光ニーズを包含しようとすると、今回示された表現が適當と考えられる
- ・特別徴収交付金について、先行導入自治体では 2% から 2.5% で設定している場合が多く、スタンダードになっていると言える。キャッシュレス決済の手数料を考慮すると、3.5% では少ないという考え方もあるが、今後総務省との協議を行う中でこの点について確認される場合もあるので、そのことも加味したうえで検討を行う必要がある。

○パブリックコメントについて

- ・パブリックコメントの実施等については、審議会とは切り離して考え、市が実施する。